

改正建築基準法に基づく確認検査の厳格化について（6月20日施行）

国土交通省住宅局建築指導課

構造計算書偽装問題の再発を防止するため、本年6月20日から施行の改正建築基準法に基づき、以下のとおり、建築確認や中間・完了検査が厳格化されることになりました。

① 構造計算適合性判定制度の導入

高さ20メートルを超える鉄筋コンクリート造の建築物などを対象に、都道府県知事又は指定構造計算適合性判定機関による構造審査（ピアチェック）を義務付け

② 確認審査期間の延長

21日間→35日間（大臣認定プログラムによらない場合等は最大で70日間）

③ 確認審査等に関する指針の制定及びそれに基づく審査の実施

④ 3階建て以上の共同住宅に対する中間検査の義務付け

【別添1参照】

これらの措置により、設計者においては、完成度の高い設計図書の提出が求められるようになりました。したがって、建築主においても、十分な設計期間を見込んだ事業スケジュールを立てるとともに、確認申請前にあらかじめ計画内容を精査しておくことが必要です。

今回の改正建築基準法に関し建築関係団体等から寄せられている主な要望等と国土交通省としての対応について、以下にご説明いたします。

1. 着工後の計画変更の取扱いについて

着工後においても、建築主からの要望や施工上発生した要因等により、計画の変更が必要となる場合が多い。その場合、計画変更の確認の手続きが長期化すると、工事の進捗に大きな影響を受けるので、柔軟かつ迅速に取り扱ってほしい。

- 建築確認を受けた後に計画変更を行う場合には、建築基準法上、軽微な変更を除き計画変更の確認を受けなければならず、かつ、この手続きは、当該変更箇所に係る工事を行う前に済ませておかねばなりません。（なお、このことは従来も同様です。）

- ・構造計算適合性判定を要する変更等では従来より手続きに時間をする可能性があることを考慮し、工事の進捗に応じて、あらかじめ余裕をもって計画変更の検討をすべきと考えます。一方、審査側においても、軽度な変更内容であれば迅速な審査を行うなどの配慮も必要であると考えております。
- ・また、施工の関係上やむを得ず発生する可能性の高い変更事項（例えば、杭心の位置のズレなど）については、あらかじめ当初の確認申請時に、当該変更事項が生じた場合の対応方法を含めて審査を受けておくことが有効と考えており、その旨施行通知でも周知したところです。

2. 確認申請図書の補正の取扱いについて

申請図書に不整合があった場合には、原則として補正を認めず、申請のやり直しを求めるとのことだが、恣意性のない単純な図面の不整合などは従来どおり補正を認めてほしい。

- ・従来、申請図書に不整合がある場合には、建築主事等が申請者に補正させた上で確認をおろすという慣行がみられましたが、それが、ずさんな設計図書による申請を助長するとともに、違反建築物を生む一因にもなっていることが判明しました。
- ・このため、確認審査等に関する指針（告示）において、設計図書に不整合な箇所がある場合は、原則として、法令に「適合するかどうかを決定できない」として、それ以上の審査を行わないこととしております。ただし、軽微な不備（誤記、記載漏れその他これらに類するもので、申請者等が記載しようとした事項が容易に推測される程度のもの）については、建築主事等より補正を指示することとしております。
- ・また、設計図書の整合性について事前に十分なチェックを行うことは、本来、設計者の責務ですが、正式に申請書を提出する前に、事前相談等を行っておくことは有効であると考えます。

3. 構造計算適合性判定の円滑な実施のための体制整備等について

（1）適合性判定員の確保について

構造計算適合性判定員の不足、特に地方での不足が懸念されるので、もっと多くの判定員の確保が必要である。

（2）大臣認定プログラムの開発・普及の促進について

新たな大臣認定プログラムがまだ出ていないが、審査の迅速化のために、その開発・普及を促進してほしい。

(3) 構造関係技術基準告示の解説書の早期作成について

このたび構造関係技術基準の告示が出され、構造計算の方法の明確化が図られたが、構造設計者及び適合性判定員が実務を円滑に行うためには、さらに告示の解説書の早期作成が必要である。

(1) 適合性判定員の確保について 【別添2参照】

- ・ 構造計算適合性判定員については、「構造計算適合性判定に関する講習会」の受講修了者から1,538名を判定員候補者名簿に登載し、都道府県に情報提供しているところであり、全国レベルでみると、判定員候補者としての一定数は確保できたと考えております。
- ・ また、判定員候補者の地域的偏在の問題に対しては、(財)日本建築センター、(財)日本建築総合試験所等において、地方からの要請も踏まえ、広域的に業務を行うことにより対応していくこととしております。
- ・ さらに、本年度の「構造計算適合性判定に関する講習会」を9月4日に実施する予定であり、引き続き、判定員候補者の確保に努めてまいります。

(2) 大臣認定プログラムの開発・普及の促進について

- ・ 構造計算適合性判定を行う場合に、新たな大臣認定プログラムを用いた場合には、再計算を行うことによって構造計算適合性判定の審査を簡略化できることとされています。
※ 新たな大臣認定プログラムと既往の認定プログラムとの違い
既往の認定プログラムでは、法令に適合しない数値の入力や計算過程を改ざんすることが可能であり、構造計算偽装問題の要因の一つとなつたという指摘がありました。新たな大臣認定プログラムではこうしたことができない仕組みとすることとしています。
- ・ 現在、大臣認定に向けて、性能評価機関で予備審査が始まっていると聞いておりますが、メーカーと性能評価機関との間で性能評価が円滑かつ適切に行われ、速やかに大臣認定プログラムが供給されることが重要と考えております。

(3) 構造関係技術基準告示の解説書の早期作成について

- ・ 6月20日の改正建築基準法の施行に当たり、構造関係技術基準告示の運用について技術的助言通知を発出するとともに、それを国土交通省のホームページに掲載し、周知につとめているところです。
- ・ また、(財)日本建築防災協会及び(財)日本建築センターの主催による講習会においても、構造関係技術基準告示の改正ポイントについて説明を行い、周知を図ってきたところです。
- ・ 告示の解説書については、7月27日までに主な内容をホームページに掲載するとともに、8月上旬には出版できるよう関係機関の協力を得て作成作業を進めているところです。

これまでに建築関係団体等から寄せられている主な要望等に対する国土交通省の考え方は以上のとおりであります。改正建築基準法の運用面に関しましては、実務の立場から様々な質疑事項があるものと思われます。

今後、日本建築行政会議（事務局：(財)建築行政情報センター）において、建築関係団体等から寄せられた質疑事項について逐次整理し、Q & A形式により取扱方針をお知らせしていくこととしております。